

令和6年度中野市 介護保険事業者 集団指導



1. 令和6年度報酬改正等について	... 3～7P
1 - 2.高齢者虐待防止措置・業務継続計画未実施減算について	... 8～10P
2. 運営指導（旧実地指導）について	... 11～14P
3. 各種届出・申請等について	... 15～18P

1.令和 6 年度報酬改定について

基本報酬の見直し

概要

告示改正

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引き上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39%〕 〔補足給付 0.06%〕
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)
令和4年10月改定	○ 介護人材の処遇改善(9千円相当)	1.13%
令和6年度改定	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○ 自立支援・重度化防止に向けた対応 ○ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	1.59% 〔介護職員の処遇改善 0.98% その他 0.61%〕

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 6月1日施行とするサービス
 - ・ 訪問看護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 通所リハビリテーション
 - 4月1日施行とするサービス
 - ・ 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - 令和6年8月1日施行とする事項
 - ・ 基準費用額の見直し
 - 令和7年8月1日施行とする事項
 - ・ 多床室の室料負担

令和 6 年度サービス別報酬改定内容について

各サービス別の改定内容については、市公式ホームページにまとめています。
以下のリンク先からご覧ください。

[「令和 6 年度介護報酬改定について」
\(https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2024062800048/\)](https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2024062800048/)

1 - 2 .高齢者虐待防止措置 ・ 業務継続 計画未実施減算について

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 業務継続計画（BCP）未実施減算について

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

< 現行 >
なし



< 改定後 >

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することを含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

(3) 高齢者虐待防止措置に係る指針および業務継続計画の市への報告について

- 高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算の導入に伴い、いずれも 未整備の場合には基本報酬が減算されることとなったことから、今年度の報酬改定に伴い、改定後の体制届出書の提出に合わせて、整備済みの事業所にあっては高齢者 虐待防止指針及び業務継続計画※を ご提出いただいております。

※業務継続計画については、令和7年3月末まで経過措置として、

①感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備

②非常災害に関する具体的計画

のいずれも整備されている場合には減算適用としない。

- 未整備・未提出の事業所におかれましては、速やかに整備、市へご提出いただくようお願いいたします。
(該当事業所に個別に照会する場合があります。)

- 高齢者虐待防止措置に係る指針、業務継続計画いずれについても整備状況だけでなく、それぞれの内容に従った必要な措置が講じられていない場合も減算対象となります。また、実施状況は運営指導等で適宜確認します。

2. 運営指導（旧実地指導）について

(1) 運営指導の概要

- 介護保険サービス事業所への運営指導（令和3年度まで「実地指導」）については、介護保険法第23条の規定により、サービス事業の適正な実施を確保するために、保険者（市）が指導監督として実施するものです。
- 原則、全事業所が指定有効期間内に1回以上は運営指導を受ける必要があります。
- 本市では、指定更新時の確認と合わせて、運営指導を実施しています。
- 運営上あるいは介護報酬請求上、確認・指導が必要と判断される場合には、随時実施します。

(2) 運営指導の流れ

約1か月前まで	市→事業所	運営指導の実施日の調整、実施通知、自己点検シート提出依頼
2週間前まで	事業所→市	自己点検シートの作成・提出
指導当日		○ 運営指導実施（事前提出の自己点検シートに沿って確認） ・ 人員、設備、運営基準の確認 ・ 基本報酬、加算等の要件の確認 ○ 管理者が必ず出席すること。 ○ 自己点検シートのチェック項目に対応する資料等は、すぐに確認・説明ができるよう、できる限り一式揃えておくようお願いします。 ○ 所要時間は概ね2～3時間程度の目安です。
指導実施後	市→事業所	確認結果通知 (必要に応じて、改善報告や過誤調整の対応をお願いします。)

(3) 令和6年度制度改定に伴う自己点検シートの変更について

令和6年度の報酬改定及び人員、設備、運営基準告示の改正に伴い、運営指導に係る自己点検チェックシートが改訂となりました。

サービス別の各様式及び要件は市公式ホームページに掲載していますので、以下のリンク先からご確認ください。

[「地域密着型サービス事業所運営指導における提出書類について」
\(https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2015082800040/\)](https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2015082800040/)

3.各種届出・申請等について

(1) 新規指定、更新、変更、休止・廃止届出書について

	提出期限	提出書類	注意事項・その他
新規指定申請	事業開始予定日の 前々月の15日まで	https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2016071200025/	申請前にあらかじめ市高齢者支援課介護保険係に電話予約のうえ、ご来庁ください。
更新申請	指定有効期限の1か月前まで	https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2016121300019/	指定有効期限の約2か月前に市から更新手続についてお知らせします。案内に従って更新申請書作成の準備をお願いします。
変更届出	変更適用日から10日以内	https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2016051100048/	変更適用日から10日を経過して提出する場合は遅延理由書兼誓約書を提出してください。その他あらかじめやむを得ない事由がある場合は事前に市にご連絡してください。
休止・廃止届出	休止・廃止予定日の1か月前まで	廃止・休止届出書	周知、利用者の調整等、必要な措置を講じる必要があるため、届出書提出前にあらかじめ市にご連絡ご相談ください。

(2) 加算等の届出について

- 令和6年度の報酬改定に伴い、介護給付費算定に係る体制届出書、体制状況一覧表が改正されています。改正後の届出書等様式データは市公式ホームページに掲載していますので、以下のリンク先からご確認ください。

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」

(<https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014011601086/>)

- 従来の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員ベースアップ等支援加算」が、令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算」として一本化されました。これに伴い、今年度から計画書の様式も改訂されています。改訂後の計画書様式データは市公式ホームページに掲載していますので、以下のリンク先からご確認ください。

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」

(<https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014011601086/>)

【参考】

厚生労働省「介護職員の処遇改善 制度概要」

(<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>)

(3) 申請・届出の提出方法について（電子申請・届出システム）

- 令和6年4月1日に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、介護保険事業者の事務負担軽減のため、申請等の手続きが「電子申請・届出システム」により可能となりました。中野市においても令和6年10月1日より本システムによる受付を開始しました。市で受付可能なサービス、手続きは以下のとおりです。

対象サービス	市指定の全サービス（地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業）
対象手続	新規指定、更新、変更、休止・廃止・再開、介護給付費算定に係る体制等に関する届出

- 「電子申請・届出システム」の利用にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズID」を取得する必要があります。取得にあたっては審査に2週間程度かかるため、利用開始前にあらかじめ取得していただくようお願いします。
- また、指定申請や法人情報の変更の際に必要な登記事項証明書原本について、電子申請・届出システムでは登記事項証明書原本の提出ができないため、法務省が提供する「登記情報提供サービス」を利用してください。
- 詳しくは、以下の市公式ホームページに関連サイトリンク・資料を掲載していますので、ご参照ください。

[介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」の運用について
\(https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2024100200045/\)](https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2024100200045/)